

駒沢女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和2年6月

目次

自己点検・評価報告書	3
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	4
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	4
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	7
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	11
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	17
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	17
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	25
【基準Ⅲ 教育資源】	34
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	34
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	39
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	42
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	44
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	44
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	46
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	48

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、駒沢女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和2年6月1日

理事長 光田 督良

学長 光田 督良

ALO 阿部 敏行

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

<根拠資料>

1. 駒沢女子大学・短期大学入学案内
2. 駒沢女子短期大学学則
3. 駒澤学園ホームページ
4. 履修ガイド 2019
5. 駒沢女子大学・短期大学ガイドブック 2020
6. 大学案内ダイジェスト
7. 学ぶ心の燈

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

本学では曹洞宗開祖である道元禅師による禅の精神に基づき、「正念」と「行学一如」を建学の精神にしている。「正念」とは、道元禅師の只管打坐の教えを教育の根本として示したものであり、坐禅によって正しい物事を見つめ、捉えていき、本当の自己を再発見していくことである。また、「行学一如」とは、実践することと学ぶことを一体化させていくことである。

本学の保育科では、開学以来保育者養成を行い、専門性と豊かな教養を修得するとともに、実践力を備えた人材を育成し、長年にわたり卒業生が保育施設や社会的養護の現場で活躍しているなど、地域社会に貢献している。

本学の学則第1条に、「駒沢女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校基本法（昭和22年法律第26号）に基づき、道元禅師の禅の教えを建学の精神とする伝統を踏まえ、一般教養と共に社会に役立つ専門教育を施し、明朗で知性に富み、実践力が旺盛であって、勤労と責任を重んじ、情操豊かで国家及び社会の発展に貢献する女性を育成することを目的とする。」と定めている。

建学の精神は、駒沢女子大学・短期大学のホームページのほか、「大学入学案内」、「履修ガイド」、「駒沢女子大学・短期大学ガイドブック」、「学ぶ心の燈」、「駒沢通信」等の印刷物により、学内外に建学の精神を広く表明している。

建学の精神は、新入生には入学式、オリエンテーションにおける初年度の始まりに理事

長・学長から直接語りかけ、一方在校生に対しては、必修科目である「仏教学Ⅰ」や仏教学Ⅱ」、学燈会、摂心会をはじめとする様々な行事や機会の折に明確に伝達している。学燈会は、短期大学生のみならず大学の全学生を対象に毎週月曜日の昼休みの 20 分間を活用して実施され、そこに教職員も参加している。教職員に対しては、年度始めの教授会における理事長や学長の挨拶、講話において建学の精神や教育理念を踏まえた教育方針を示して再確認し、学内で共有することを行っている。

受験生に対しては、学園ホームページに「学長メッセージ」や「建学の精神・沿革」、「情報公表コーナー」などにおいて、学外への発信を明確に示している。また、オープンキャンパスの来場者や高等学校などに『駒沢女子大学・短期大学ガイドブック』や『大学案内ダイジェスト』を配布し、本学の建学の精神、教育理念等に関して理解を深めてもらう機会としている。

2027（令和 39）年に学園創立 100 周年を迎えるにあたり、駒澤学園の将来構想を策定するための「中長期計画策定委員会」を平成 22 年 6 月に立ち上げ、建学の精神や教育理念等について、それ以降、大学、短期大学、大学院、幼稚園、中学校、高等学校などを含めて学園全体で議論・検討を継続して行っている。

「中長期計画策定委員会」の任務は、5 年を単位とした「中期計画（第 1 次～第 3 次）」、及び学園創立 100 周年を目標に据えた「長期計画」を策定し、理事長に答申することにある。

大学・短期大学の理念・目的の適正については、本学では各教育組織単位ではなく、駒澤学園の全体的視野に立って、中長期計画策定委員会並びに理事会において議論されており、平成 22 年 12 月の理事会において「駒澤学園の見学の精神と教育理念について」検証し、建学の精神を「知性と理性を備えた心豊かな女性」とし、わかりやすく表現していくことが確認された。この理事会における決定に基づき、「第 1 次中期計画策定案」では基本構想の中に「構想③教育目的の明確化」が打ち出され、「各課程、各学部、各学科が、学生の身につける学修成果を明示し、成果を可視化し、達成度を評価していく取り組みを急速早急に展開していく」を提言している。

また平成 23 年度には、本学学長が大学短期大学の学部学科に対して、各々の教育目的を踏まえ、検討するように指示しており、それらの検討を経て、本学のディプロマ・ポリシー並びにカリキュラム・ポリシーを示し確認した。これらのポリシーは学園ホームページの情報公表コーナーに明示している。

[区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準Ⅰ-A-2 の現状>

地域住民を対象とした公開講座は、学園が稲城市に移転した直後から開催し、現在まで続いている。「仏教講座」は仏教専任教職員が講師を務め、坐禅と仏教講話を毎月一度開講しており、長年にわたり地域住民に対して直接建学の精神を伝える機会にもなっている。併設大学において「建学の精神に基づく教育活動・地域共生活動の仏教文化センター構想」を立ち上げ、平成20年度・21年度の準備段階を経て、平成22年度より本格的に活動を開始し、学燈会・花まつり等の行事や公開講座などの活動について、「仏教文化センター」が中心的に担い一本化し、そこに短期大学の仏教専任教員も加わり展開している。

平成27年度より、稲城市ICカレッジのプロフェッサー講座と連携・協力し、講師として大学・短期大学教員が担っている。また、稲城市公民館主催事業である「親と子の教室」においても、本学専任教員が講師を務め、地域の子育て支援に協力している。

さらに、稲城市の依頼を受け、第三次稲城市保健福祉推進委員会や子ども・子育て会議、稲城市保健福祉サービス苦情解決委員会の各種委員を本学専任教員が務めている。

本学学生と教職員が地域貢献の一環として、ボランティア活動を通じ、地域住民と文化的交流を図っている。平成25年度より大学にボランティア委員会が開設され、稲城市や多摩地区からのボランティア要請を受けて活動している。学生へのボランティア情報は、学園のポータルサイトに掲載され、教職員がその活動を支援している。本学の児童文化部は地域の保育施設や子育て支援拠点等に出向き、パネルシアターや手遊び、親子ふれあい遊びなどを行い、好評を得ている。そのほか、東日本大震災の被災地である陸前高田市に7年間にわたり訪問し活動している。

本学卒業生に対するリカレント教育は平成22年度より実施しており、特に保育現場で現役として働く保育者を対象とした「フォローアップセミナー」では、最新の知識と技術を提供する学びの機会となっている。セミナーは学内外の講師が担当して質の高い専門性を維持・発展できる講座内容を設定し開催している。セミナー終了後には懇親会を開き、参加者と講師、専任教員など相互交流を通して情報交換・共有を行っている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学の建学の精神は、先に述べたように入学式やオリエンテーション、必修科目の「仏教学Ⅰ」「仏教学Ⅱ」、学燈会などの機会を捉えて学生への周知を図ってきたが、十分であるとはいえない。仏教学以外の授業において建学の精神や教育理念に触れていくことが求められる。また、学燈会への学生の参加率を上げることなどが課題となる。

さらに、学外への発信においても、学園ホームページに情報を記載するのみでは周知が図れているとは言い難い。今後はホームページの情報を充実させるとともに、新しい時代に即した別の形態での周知方法を検討していくことが課題である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

本学は稲城市に移転した当初より、12月に行われる早朝に坐禅を組む摂心会（早朝坐禅会）が現在に至るまで実施されている。毎年摂心会には本学の学生をはじめとして、中高生、教職員、地域住民などが参加している。坐禅によって正しく物事を見つめ、捉えていき、自己の存在を再確認する「正念」が実体験できる。このような機会を通じて、学生や

地域住民に本学の建学の精神を実感する貴重な機会となっている。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

1. 駒沢女子短期大学学則
2. 駒澤学園ホームページ
3. 履修ガイド 2019
4. 平成 31 年度シラバス
5. 駒沢女子大学・短期大学ガイドブック 2020
6. 大学案内ダイジェスト
7. 駒沢女子短期大学自己点検・評価委員会規程

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

建学の精神を受けて、学則第 1 条に規定する本学の目的を、「駒沢女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校基本法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、道元禅師の禅の教えを建学の精神とする伝統を踏まえ、一般教養と共に社会に役立つ専門教育を施し、明朗で知性に富み、実践力が旺盛であって、勤労と責任を重んじ、情操豊かで国家及び社会の発展に貢献する女性を育成することを目的とする。」としている。

第 1 条の 3 に教育目標を掲げ、「保育科の教育目標は、人間力・遊び力・表現力・思考力を柱とした保育・教育、福祉の専門性を身に付け、未来を切り拓く力をもった総合的人間力の高い人材を育成することにある。」と定めている。

駒沢女子短期大学は単科である保育科において、建学の精神に基づき保育者養成を行い、情操豊かで総合的な人間力を兼ね備えた乳幼児や利用者一人ひとりに寄り添うことができる専門職を目指し、保育所、幼稚園、その他の児童福祉施設、社会福祉施設で活躍できる人材育成をしている。保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を取得し、卒業後は免許・資格を活かして働くことが出来る保育・教育のプロとして活躍している。それらを具体化するために、カリキュラム編成を以下のようにしている。

- (1) 道元禅師の禅に基づく建学の精神の理念を反映した科目や行事を設置
- (2) 社会人に必要な基本的思考力を育むために、教養科目を設置
- (3) 子どもの心から湧き出る表現を支える力、他者とのつながりの中で自分を表現

する力を高めるために、身体・音楽・造形に関する表現系科目を設置

(4) 「子どもの遊び」の本質を理解し、自らも遊びの楽しさを体感するために、保育内容による演習や実習等の実践的科目を設置

(5) 人間に対する深い理解と文化の多様性を認める受容性、他者を思いやり、協働する力を育てるために、カリキュラムを有機的に展開

教育目的・目標は学則に明記されており、入学時のオリエンテーションで学生に周知するほか、学園ホームページ、履修ガイド、オープンキャンパス等の機会を通じて学内外に公表している。

本学の教育目標は、平成24年度の「中長期計画策定委員会」において点検・確認が行われた。教授会、科会、教務委員会、カリキュラム委員会等において、それ以降も定期的に確認しているほか、毎年「駒沢女子大学・短期大学ガイドブック」や「大学案内ダイジェスト」などの入学案内等に関わる印刷物作成時に、科会において教育目的・目標を点検・確認している。また、平成27年度から取り組んできたループブックやカリキュラムマップの見直しを継続的に行っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学修成果の目標は、建学の精神に基づき、教育研究上の目的・方針として、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに、「思考力」、「表現力」、「遊び力」、「人間力」を明示している。禅の精神に基づく建学の理念を反映するとともに、社会人に必要な基本的思考力を育む教養科目を幅広く設置する一方、専門教科目では、「想・奏・創」を重視した身体・音楽・造形に関する表現系科目を充実して、保育・教育施設等で発揮できる知識・技術を身につけて応用できること、演習や実習などの実践的科目を学ぶことで子どもの遊びを理解し体現できるために、子どもや対象者と一緒に関わる楽しさを実感できる機会の設定をしている。「身体表現発表会」や「造形展」のほか、子ども・子育て支援を目的とした地域貢献として、ボランティアの子どもの遊び場「こまにこ」などを開催している。また実習における現場体験や付属のこまざわ幼稚園との交流機会、地域の保育施設へのボランティア活動等を通して、これまで培った実践力を発揮し展開している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学は建学の精神や教育理念に基づいた卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、さらに、これに則った学修成果が得られるように教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。この二つの方針に基づく教育内容を踏まえて、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、学内外へ広く示しており、三つの方針は一貫性と整合性をもたせ一体的に定めている。

三つの方針については、平成 29 年 4 月 1 日の学校教育法施行規則の改正を受け、中央教育審議会の「3 ポリシーの策定・運用に関するガイドライン」に沿って、自己点検・評価委員会や教務委員会、カリキュラム委員会、入試委員会で検討を重ねた結果、最終的に駒澤学園評議員会において審議・決定した。

本学では、ディプロマ・ポリシーに定めた学修目標を達成するために、カリキュラム・ポリシーに基づいて編成された教育課程を編成する各授業科目を通じて教育活動を行っており、カリキュラムは、カリキュラム委員会や教務委員会、科会で点検・見直しを行い、学修成果が得られる教育内容になるよう改善を図っている。また、履修ガイドに建学の精神と教育の目的、3つのポリシー、カリキュラムマップを掲載している。

三つの方針は、在校生対象の履修ガイドのほか、受験生対象の入学試験要項や学園ホームページに掲載して、学生、受験生、保護者、高等学校関係者等に広く明示している。

三つの方針に関しては、以下の通りである。

【ディプロマ・ポリシー】

駒沢女子短期大学では、教育の目的に即して編成された2年間の課程を学修し、卒業に要する所定の単位を修得することを学位授与の要件とする。また、保育科のディプロマ・ポリシーを以下のとおりに定める。

保育科は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の保育・教育・福祉に携わる保育者を目指す者として、確かな専門知識と技術の修得、これらを用いて職務を遂行できる実践力を有すること」を学位授与の条件とする。具体的には、以下の4つの力が挙げられる。

1. 思考力

真理の追求に努め、柔軟に判断・解決する多角的視点と創造的思考力

2. 表現力

「想・奏・創」の限らない表現に気づく視点（感覚）とそれを広げる専門的技術、また自らもこれらを豊かに表現する力

3. 遊び力

「子どもの遊び」の本質を理解し、その世界を共有しながら、子どもとともに自らも楽しむ力

4. 人間力

多様な価値観をありのまま認め、受け容れる心と他者を思いやり協働する力

【カリキュラム・ポリシー】

駒沢女子短期大学では、ディプロマ・ポリシーに則してカリキュラムを編成している。本学では、「子どもの遊び」を支えることができる保育者、また、子どもをはじめとした人々の表現を支える感受性や表現力をもった保育者を養成するカリキュラムを編成している。特に、身体・音楽・造形に関する表現系科目が充実している。

保育科は、以下の方針に基づきカリキュラムを編成し、「建学の精神」や教育の特色を活かした教育を実践することで、確かな専門知識と技術をもった保育者を養成する。

1. 建学の精神

禅に基づく建学の精神の理念を反映した科目（仏教学）や行事（花まつり、学燈会など）を設けている。

2. 思考力

教養科目を充実させ、社会人に必要な基本的思考力を育む。

3. 表現力

身体・音楽・造形に関する表現系科目を充実させ、子どもの表現を支え、他者とのつながりの中で自分を表現する力を高める。

4. 遊び力

保育内容による演習や実習等の実践的な科目を充実させ、「子どもの遊び」の本質を理解し、自らも遊びの楽しさを体感する。

5. 人間力

クラス単位での活動や担任制、実習園や地域との連携など、学内外の枠を超えて全てのカリキュラムを有機的に運用し、人間に対する深い理解と文化の多様性を認める受容性、他者を思いやり協働する力を育てる。

【アドミッション・ポリシー】

駒沢女子短期大学では、教育の目的を達成するために、建学の精神を理解し、本学の教育を受けるだけの基礎学力を有し、知的好奇心をもった勉学意欲に富む者に入学を認める。

求める学生像

1. 入学後の学修に必要な基礎学力（特に国語力）がある人。
2. 基本的な生活習慣が身に付いていつ人。
3. 自分の長所や短所に気づき、それらを生かしていきたいという思いがある人。
4. 自分の考えや気持ちを自分らしい方法で伝えようとする意欲がある人。
5. 子どもや人、自然と触れ合うことに興味・関心があり、専門的知識をもって理解を深めたいと思っている人。
6. 何かに打ち込んだことがある、もしくは、打ち込みたいと思っている人。

7. 子どもと関わる仕事に就く意欲がある人。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学の教育は、三つの方針について中央教育審議会大学分科会教育部会で示されたガイドラインに基づき、上記に述べた3つのポリシーを策定し、現在の教育活動が行われている。時代の変化や地域社会が求める人材を養成していくためには、絶えず検討・見直しをしていくことが大事である。建学の精神や教育理念に基づく学修効果が確かなものとして活かされているかなど、今後可視化していくことが必要と考える。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学では、付属のこまざわ幼稚園をはじめとした稲城市や多摩市の幼稚園に依頼し、1年次前期に教育実習を5日間実施している。入学後の5月から7月にかけての早い時期から見学・観察実習を行うことで、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに掲げる4つの力（思考力、表現力、遊び力、人間力）を早期から養うことを目指し行っている。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- ・ 中長期計画策定委員会
- ・ 駒沢女子短期大学自己点検・評価委員会規程
- ・ 駒沢女子短期大学外部評価委員会規程
- ・ 駒沢女子短期大学アセスメント・ポリシー
- ・ 駒澤学園ホームページ

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、平成12年度に自己点検・評価委員会が組織、設置され、駒沢女子短期大学自己点検・評価委員会規程に基づき、毎年「自己点検・評価報告書」を作成し、その際に定期的に点検・評価が委員会で行われている。自己点検・評価委員会は、学長、科長、教育研究支援課長、保育科教員（2名）の計5名から構成されているが、科会で専任教員全員

で議論・検討も行い、事務部の関係部署の事務員とも検討を重ね、全教職員の協力を得ながら行っている。認証評価を受ける以外の毎年度の自己点検・評価報告書は、本学教員 1 名で作成している。

短期大学の大学・短大事務部にある教育研究支援課による前期・後期の学生への授業に関するアンケート調査を実施している。このアンケート調査集計結果を受けて、各授業担当者が自己評価を行うとともに、評価が 3.00 に満たない授業に関しては改善計画の提出を義務付けている。これにより、次年度以降の授業方法に関して見直しを行い、より質の高い授業内容の構成を目指し、学修効果を上げるよう図っている。なお、授業アンケート集計結果は、学内の図書館で閲覧できるよう公開している。

また、毎年教育施設的环境整備に関する学生への満足度調査として、「本学卒業生を対象としたアンケート調査」を行い、合わせて卒業生が就職している教育・保育関係施設へアンケート調査として、「保育者として働く卒業生に対するアンケート調査」を実施している。本学にとり、それらの調査の集計結果を反映することにより、教育の学修効果における向上を図るための指標としている。

さらに、平成 28 年度より外部評価を年度末に毎年実施している。駒沢女子短期大学外部評価委員会規程を定め、評価員の任期は 2 年間、委員数は 3 名とし、委員を依頼する時の基準として、所属先を幼稚園・保育所の園長、あるいは社会福祉施設の理事長・施設長、高等学校の教員などで構成し、外部との連携・協力を得ている。

本学は、平成 26 年度に第三者評価を受審し、「適格」と認定されている。自己点検・評価報告書は、学内の各部署にも配付されるとともに、図書館において自由に閲覧できるよう公開されている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、平成 26 年度よりカリキュラムワーキングチームを立ち上げ、年間計画を立て、内部質保証確保の検証や時代に即した保育者養成課程のカリキュラムの検討を継続して行い、カリキュラムマップの作成なども行ってきた。

本学のアセスメント・ポリシー（学修成果の評価に関する方針）は、次の通りに定めている。

1. 機関（短期大学）レベルのアセスメント・ポリシー

駒沢女子短期大学は、機関レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

- ・入学式・入学直後（初年度教育）

(1) 各種入学試験結果：各種入学試験を通じ、入学者の能力・意欲・適正等を評価するとともに、アドミッション・ポリシーと入学試験内容の整合性について評価・検証します。

・在学中

(1) GPA：GPAを用いた成績情報の把握と分析を行い、カリキュラム・ポリシー（教育内容・教育方法・評価方法）、及びカリキュラムマップについて評価・検証します。

(2) 休学率：全学の休学状況の検証と分析を定期的に行い、休学率を公表します。

(3) 退学率等：全学の退学、除籍、停学等の状況と内容を定期的に把握し、退学率等を公表します。

・卒業時

(1) 卒業（学位授与）率：卒業（学位授与）状況に関する評価及び検証を実施し公表します。

(2) 就職・進学状況：就職・進学に関する検証（免許・資格を生かした専門領域への就職や大学への進学等）及び分析を実施し公表します。

2. 教育課程レベルのアセスメント・ポリシー

駒沢女子短期大学は、教育課程レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

・入学式・入学直後（初年度教育）

(1) 各種入学試験結果：各種入学試験を通じ、入学者の能力・意欲・適正等を評価するとともに、アドミッション・ポリシーと入学試験内容の整合性について評価・検証します。

(2) 入学前教育プログラム全学共通課題及び保育科独自課題：入学前教育プログラム全学共通課題及び保育科独自課題を実施し、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者の課題点等を分析・検証します。

(3) 入学前学習プログラム：入学前の3月に実施される入学者事前学習プログラムでは、入学予定者の初年度教育の一環として、大学における学修方法などを学ぶとともに、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者の課題点等を分析・検証します。

・在学中

(1) GPA：GPAを用いた成績情報の把握と分析を行い、カリキュラム・ポリシー（教育内容・教育方法・評価方法）、及びカリキュラムマップについて評価・検証します。

(2) 履修カルテ：履修カルテを用いて学修状況の把握と分析を行い、カリキュラム・ポリシー（教育内容・教育方法・評価方法）、及びカリキュラムマップについて評価・検証します。

・卒業時・卒業後

(1) 免許・資格取得数（取得率）：幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得者数・取得率を把握し、公表します。

(2) 卒業生アンケート（就職先及び卒業生対象）：卒業5年後までの卒業生を対象とし、本学のカリキュラム全般や学修内容に関するアンケートを実施しています。アンケート結果はカリキュラム・ポリシー及びカリキュラムマップの分析・検証に用いています。

3. 科目レベルのアセスメント・ポリシー

駒沢女子短期大学は、科目レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

・入学時・入学直後（初年度教育）

（１）新入生基礎学力テスト：初年度教育の一環として、新入生基礎学力テストを行い、主に基礎学力の向上のための学修課程に位置付けるとともに、テストの結果をアドミッション・ポリシーの分析やフィードバックに使用しています。

・在学中

（１）成績評価：各授業担当教員は、シラバスの記載内容に基づき成績評価を行います。成績評価はカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーのフィードバックに使用しています。

（２）授業評価アンケート：学生による授業評価アンケートを原則として全ての授業科目において実施し、教育改善に役立てます。結果は定められた方法で公表します。

（３）実習先評価：各実習施設による学外実習の評価を行います。評価内容は学生自身の学修到達度や課題点の把握に用いるとともに、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーのフィードバックに使用しています。

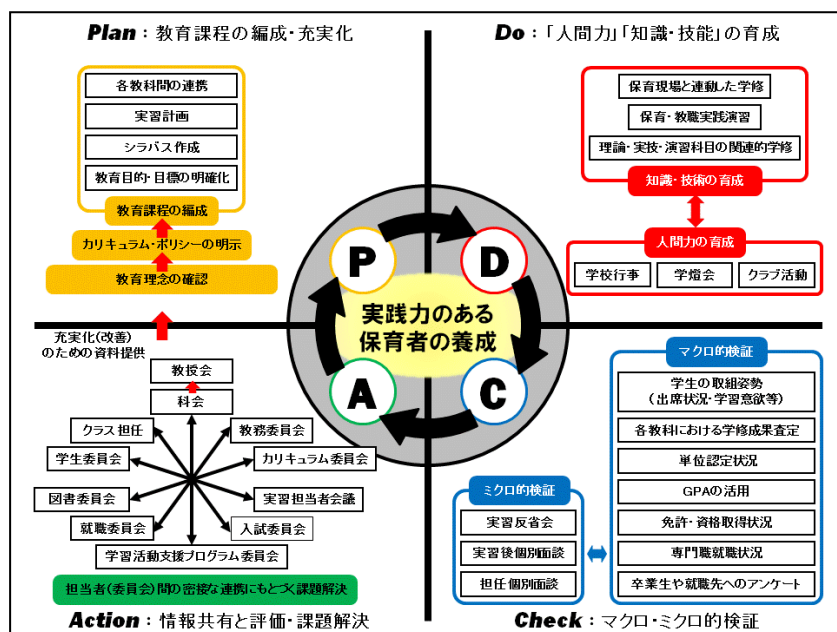
上記のアセスメント・ポリシーに則して、入学前・入学直後（初年度教育）、在学中、卒業時・卒業後にわたり、学修成果とその効果がどのように活かされているかについて評価・検証を継続的に行っている。

各授業科目の成績評価は、シラバスに記載されている到達目標や評価の基準と方法に基づき、試験やレポート、小テスト、ワーク、平常点などを組み合わせて総合的に判定し、GPAによる学修効果を明らかにするようにしている。また、個々の学生は、学修の振り返りとして履修カルテやルーブリックなどを活用し、学修効果を高めるようにしている。

学修成果の査定の場合として、2年次の卒業判定会を設けている。1年生に関しては、1年次終了時に未修得単位がある学生や欠席超過の学生、その他の問題を抱える学生について、該当授業担当者や担任教員、実習担当者などからの報告を受け、情報を共有するとともに、必要な指導について検討し実施している。また、必要に応じて保護者に来校を依頼し、該当学生と保護者と教員が面談を行い、今後の方向性について話し合い、個別指導を行っている。このような案件は、科会や教授会で報告、協議され、適切な対応を行っている。

以下の図のように、学修成果を確認するために PDCA サイクルを設定し、定期的に点検・検証に努めている。

図 学修成果の PDCA サイクル



<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

本学では、学生の成績評価の測定方法として、平成 23 年度の入学者より GPA (Grade Point Average) 制度を取り入れている。この手法は従来の授業科目の絶対点数のみの評価ではなく、履修科目全般的なレベルの確認ができる方法として有効である。しかし、学生により理論系科目と実技系科目とに学修成果の差が出る場合もあり、その際にはルーブリックを活用した学修成果の検証を行い、授業改善と教育の質保証の取り組みを推進していく。

また、3 つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシーが策定されたことにより、自己点検・評価委員会がカリキュラム委員会や教務委員会と連携・協力して進めていく必要がある。また、一部の授業で行われているアクティブラーニングやグループディスカッション、グループワークなどの方法を拡充し、学修成果をより充実させることである。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

本学の内部質保証に関わる取り組みの 1 つとして、「駒沢女子短期大学外部評価委員会」の設置がある。学外有識者の 3 名で構成され、外部評価が実施される際には、理事長、学長、科長、大学事務部部长、関係部署の課長、専任教員が全て出席して実施される。委員会終了後、外部評価員からの評価結果報告書が提出され、この評価結果は科会、教授会、学校法人の評議員会、理事会にも報告され、今後の本学の教育活動の推進に活かされることになる。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画

の実施状況

前回の第三者（認証）評価を受審した際における報告書記載の行動計画には、今後の課題として、学修評価の観点・基準を定めたルーブリックと学修ポートフォリオの作成をあげていた。ルーブリックに関しては、カリキュラムワーキングにおいて検討して作成、学修ポートフォリオに関しては、「保育・教職実践演習」で導入し、学生自身が学修過程を記録し、把握できるようにした。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

3つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシーが策定されたことにより、自己点検・評価委員会がカリキュラム委員会や教務委員会とより一層連携・協力して進めていくこと、また一部の授業だけではなくあらゆる授業科目でルーブリックを活用し、さらにアクティブラーニングやグループディスカッション、グループワークなどを取り入れ、カリキュラムをより充実させるとともに、学生の自己評価を促し、学修成果の向上につなげていきたい。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

1. 駒沢女子短期大学学則
2. 履修ガイド 2019
3. 駒沢女子大学・短期大学ガイドブック
4. 2020 入試ガイド
5. 駒沢女子大学・短期大学 2020 年度入学試験要項
6. 駒沢女子短期大学保育科ガイドブック 2020
7. 令和元年度「本学卒業生を対象としたアンケート調査」
8. 令和元年度「保育者として働く卒業生に対するアンケート調査」

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学のディプロマ・ポリシーは、先の基準Ⅰ-B-3 で示した通りである。在学期間を通じた学修成果として卒業時に備わっているべき能力として、「思考力」、「表現力」、「遊び力」、「人間力」の4つを明示している。学則に卒業要件及び資格取得要件、成績評価等を定めており、各科目の成績評価方法についてはシラバスに明示している。

本学のディプロマ・ポリシーは、「3つのポリシーの策定・運用に関するガイドライン」に沿って、学修成果を中心にカリキュラム・ポリシー及びアセスメント・ポリシーと一貫性がある設定をしており、ディプロマ・ポリシーは社会的に通用性があるといえる。適正で厳正な学位授与を保証していくために、自己点検・評価委員会及びカリキュラム委員会を中心にPDCAサイクルを用いて点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学の三つの方針では、「3つのポリシーの策定・運用に関するガイドライン」に沿って一貫性を持たせて策定されており、ディプロマ・ポリシーに対応してカリキュラム・ポリシーが定められ、教育課程を編成している。

教育課程は、短期大学設置基準第5条、第6条の教育課程の編成方針・方法に則り、ディプロマ・ポリシーに定めた学修成果の目標を達成するための授業科目で編成し、体系的な学びができるようにしている。学生の履修年次に配慮した順次性と体系性を有し、学生が履修計画の立案に際し、見直しをもって主体的に取り組めるようカリキュラムマップや履修ガイドで示している。

シラバスには、授業コード、科目名称、担当教員、授業のテーマ・内容、到達目標、授業開始前学習、各回の授業内容、課題学習、テキスト・教材、参考書、卒業時に身につけておかなければならない4つの力との関連度、課題のフィードバック、評価の基準と方法、関連科目、予習・復習の所要時間、実務経験の有無、内容、実務経験を活かした教育内容等の項目を明示している。

各授業科目を担当する教員は、短期大学設置基準の教員資格に則り、適切に配置しており、教育課程の見直しも定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を「3つのポリシーの策定・運用に関するガイドライン」に沿って、培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

本学では、卒業までに身につけて欲しい力として、「思考力」、「表現力」、「遊び力」、「人間力」の4つの力を掲げている。教育目的・教育目標を具現化するために、基礎科目と専門教育科目を設置し、その中でも、「思考力」と「人間力」を主に培う教育を担うのは基礎科目である。卒業までにこれらの力を確実に学生につけさせるためには、卒業に必要な必修科目と幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格取得に必要な修得科目を設定し、選択科目を含めて一定以上の単位を修得することを卒業の要件としている。

本学の建学の精神を学ぶための「仏教学Ⅰ」及び「仏教学Ⅱ」は卒業必修科目として置いている。幼稚園教諭二種免許状の必要な「日本国憲法」、「情報リテラシー」の他、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格両方に必要な科目として、「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「体育」を置いている。

これらのほか、学生の社会性や人間性を向上させるために、選択科目を7講座設置した。特に必修ではないが、1年生全員が履修する「基礎講座」は、初年度教育において短期大学で学ぶ意義や学生生活を有意義にするために開講されている。このほか、広く教養を学ぶための「心理学」や「生命科学と生物」、「野外文化」、「ボランティア実習」、「日本語表現」、「ライフデザイン」を設置して、学生の興味関心に基づき選択できるようにしている。2年間の教育課程で基礎的な教育の向上を図り、充実した学びを保証できるようにしている。

本学では、基礎科目と専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせ合わせた授業を展開している。その中でも基礎科目は、短期大学生として教養を身につけ、基礎的な知識・技術を学び、思考力や人間力を養い向上させて、専門教育につながる基盤作りを担うことになる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

本学は、保育者養成を柱とする教育課程を編成しており、卒業後の就職に結びつく職業教育を実施している。

本学の教育課程の目的とその内容は、学則第1条の総則に示している通り、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、道元禅師の禅を建学の精神とする伝統をふまえ、国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大など、急速な社会構造の変化にのぞみ、明朗で知性に富み、実践力が旺盛であって、勤労と責任を重んじ、情操豊かで国家及び社会の発展に貢献する女性を養成することにある。こうした基本方針に則り、現在学園のホームページなどに公表されている。

本学では、平成23年4月より学修支援センターを創設し、駒沢女子大学・駒沢女子短

期大学の学生に対し、充実した学習支援環境を提供して学びの質の向上を目指している。

社会人の自覚と教養を身につけることを目指して、基礎科目の「仏教学Ⅰ」及び「仏教学Ⅱ」では、建学の精神と仏教の開祖釈尊の生涯と教えなどの基礎知識を修得するとともに、仏教行事や仏教保育の意義と実践例を学び、照心館の坐禅堂で坐禅実習を行い、日常の礼儀作法を身につける。

さらに、「基礎講座」では、社会人としての常識や短期大学生としての学習方法について学び、本学の特徴でもある自然環境に親しみ、農園を体験して植物の栽培・育成を通して、自然と人間の営みの相関性を学ぶことにより、将来保育者になった時に役立つ知識・技術を修得していく。学生同士が仲間として協力・活動することにより、責任感、協調性を養うことを目的としている。

また、2年次の「保育・教職実践演習」では、保育所や幼稚園、児童福祉施設等に就職して働いている卒業生を招聘し、現場での子どもや利用者への支援、関わり、業務内容、任務等について講演してもらい、その後グループに分かれて学生と卒業生がディスカッションを行うなど、職業教育の一環を担っている。受講に際し、ドキュメンテーションや履修カルテ等の作成を行っている。提出されたシートに対し、教員は適切に評価してコメントを付して返却するなど、学生の成長を検証・評価し、適正な職業教育につなげている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学では、建学の精神に基づく教育の目的を定め、先に記述した基準Ⅰ-B-3の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）で明示している。これらの方針は、駒沢女子大学・短期大学ガイドブックに掲載され、さらに、アドミッション・ポリシーのより詳細な説明を、学園ホームページに次の通りに掲載している。

【駒沢女子短期大学のアドミッション・ポリシー】

駒沢女子短期大学では、教育の目的を達成するために、建学の精神を理解し、本学の教育を受けるだけの基礎学力を有し、知的好奇心をもった勉学意欲に富む学生に入学を認める。

保育科

保育科は、保育・教育、福祉に携わる保育者の養成を通して社会に貢献し、教えの一つである「行学一如」を文字通り、たゆまず実践している。

2年間という短い期間であるが、「心の在り方」が問われる現代社会において、専門知識・技術を習得するのみにとどまらず、心身のバランスがとれた、遊び力・表現力豊かな保育者の養成をめざしている。本学に入学を希望し、「資格を取得したい」「資格を活かして保育職に就きたい」という夢と熱意を全力で応援し、サポートしたいと願っている。そこで次のような学生の入学を認める。

教育の目的

- ・「人間力」「遊び力」「表現力」「思考力」を柱とした保育・教育、福祉の専門性を身につけること
- ・とくに、“子どもの遊び”の本質を理解することや、子どもをはじめとした人々の表現を支える感受性や表現力を持った総合的人間力の高い人材を育成する
- ・そのうえで、未来を切り開く力を持った保育者を養成する

求める学生像

- ・入学後の学修に必要な基礎学力（とくに国語力）を有している者。
- ・基本的な生活習慣が身についている者。
- ・自分の長所や短所に気づき、それらを生かしていきたいという思いを有している者（自己覚知・メタ認知的思考）。
- ・自分の考えや気持ちを自分らしい方法で伝えようとする意欲を有している者（表現力）。
- ・子どもや人、自然と触れ合うことに興味・関心があり、専門的知識をもって理解を深めたいと思っている者。
- ・何かに打ち込んだことがある、もしくは、打ち込みたいと思う者。
- ・子どもとかかわる仕事に就く意欲のある者。

高校での学習について

・保育者になると、保護者へのお知らせやお便り、連絡帳、日案、週案、仕事の申し送りなど、書く仕事がたくさんあります。また、保護者と敬語で話、社会的マナーが身につい

ていることも大事です。保育科を希望するみなさんには、普段から本、童話や絵本に親しみ、文章表現力や基本的な漢字を書く力を身につけておくことをお勧めします。また、入学後実施される5回の実習に向けて、入学前に幼稚園や保育園でボランティア活動を行い、子どもたちとたくさんかかわる経験を持ち、積極的に保育者のお手伝いをするを通して保育者の仕事を理解しておくことも有意義です。さらに、現場で必要とされる、音楽の基礎を身につける努力や、造形などを通して創造性を豊かにする表現力にも関心をもって欲しいと考えています。具体的な教材としては、「国語」(国語総合)、「芸術(音楽、美術)」などに親しみ、短期大学での学びの土台となる基礎学力を身につけていることが期待されます。

以上のように、入学を希望する者に対して、本学が求める基礎学力の内容とそれらを身につける方法について学園ホームページに公表している。入学希望者等に求める水準の判定方法に関しては、入学試験要項に具体的、かつ詳細に記述しており、学園ホームページにも掲載している。

A0 入学試験(専願型)、(公募)推薦入学試験、指定校推薦入学試験、一般入学試験、センター試験利用入学試験、社会人特別入学試験のほか、卒業生子女入学特典制度や大学・短期大学姉妹入学特典制度、寺院関係者入学特典制度を利用して受験するなど、様々な形態の入学試験を実施している。

それぞれの入学者選抜の評価方法については、入学願書、調査書、推薦書、エントリーシート、個別面接・面談、課題作文、筆記試験など、多様な方法を用いて実施している。

また、高大接続を円滑にしていく観点から、選抜方法を適正かつ公平に明示し、入試委員会で審議、決定している。

本学のアドミッション・オフィスは入試センターに置かれ、アドミッション・ポリシーに即した入試に関する運営を円滑に実施するとともに、学生募集活動や入試業務を適正に行っている。また、入学を希望する者や高等学校へ受験に必要な情報提供や情報発信を行っている。本学を実際に見学することを希望する者に対し、オープンキャンパスを年間通じて12回実施し、本学の教育理念や目的、教育課程等に関する全体的説明をするとともに、専任教員や在校生と直接面談して、学修内容や実習に関すること、日常の学生生活等、ありのままを伝えて理解してもらえるように努めている。

学内外で定期的に進学説明会や模擬授業を実施し、学生募集のために高等学校を訪問して意見交換を行い、アドミッション・ポリシーの理解が深まるように努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学のディプロマ・ポリシーは、学位授与の要件として、また学修成果の目標として、卒業時まで身に付けるべき4つの力「思考力」、「表現力」、「遊び力」、「人間力」を明示している。

授業科目では、シラバスにおいて授業のテーマ・内容及び到達目標が明示され、各科目における具体的な学修成果も示されている。各科目では半期ごとの学修成果が確認できるように授業計画が立案されており、2年間の教育課程において学修成果が明らかになるように編成されている。また、カリキュラムマップを導入し、学生が計画的に勉学に取り組めるよう配慮している。すべての授業ではないが、履修カルテやルーブリックを用いて、半期ごとの学修成果獲得状況を確認して、主体的な学びを保證できるようにしている。

各科目の学修成果は、筆記試験や実技試験、小テスト、課題レポート、ワーク等により、各授業担当者により評価判定され、成績評価はGPAも活用し、評価基準を満たした学生に対して単位を認定している。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では、単位取得率、学位取得率、資格取得率等に関して、学期または年単位で科会、教授会において確認をしている。毎年9割を超す学生が幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得し、保育者となって保育・教育等の現場に就職していることから、2年間で学修成果が獲得できているといえる。

表Ⅱ-1 2018・2019年度卒業生数、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格取得者数（率）

	卒業生数	幼稚園教諭二種免許状	保育士資格
2018年度卒業	129	117 (90.7%)	118 (91.5%)

2019年度卒業	104	95 (91.3%)	97 (93.3%)
----------	-----	------------	------------

また、学生による授業アンケートをほぼ全ての授業において半期ごとに実施し、教育研究支援課において集計した結果について、授業担当教員が確認し自己評価を作成、報告している。加えて、学生の自由記述に記載された内容を確認し、次年度以降の授業計画に反映している。さらに、評価が3.00未満である授業に関しては、該当教員が次年度に向けて改善計画を作成し報告している。

学生の在籍率、卒業率、就職率、大学編入率等については、年度末の科会、教授会で示され、就職・進路指導に役立てている。平成31(令和元)年度の卒業生は104名のうち、就職希望者は92名であり、就職希望者に対し就職率は100%である。進学希望者はこの年度は0名となっている。就職・進学者数(率)は下表に示す通りである。

表Ⅱ-2 平成31(令和元)年度就職者数・率及び進学者数・率

	卒業生	就職希望者	就職決定者	進学者	就職希望率(%)	就職率(%)
保育関係		92	92	-	-	100.0
一般企業関係		0	0	-	-	-
保育科全体	104	92	92	0	88.5	100.0

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

本学の卒業生が勤務している就職先への調査を実施しており、卒業後5年までの者に対する評価及び本学の教育内容に関する意見を広く求め、教育課程の見直しや学修効果の改善に役立てている。

卒業に対する調査として、毎年卒業生を対象とするアンケート調査と本学卒業生を雇用している幼稚園、保育所、施設等に対しアンケート調査を実施している。令和元年度「本学卒業生を対象としたアンケート調査」と「保育者として働く卒業生に対するアンケート調査」を行った。これらのアンケート調査は年度末の1月に質問紙を郵送し、2月に回答を返送する形式を取っている。

今年度の前者の調査は、対象数431施設、回答数259部、回収率60.1%であり、本学卒業生を採用した保育・幼児教育施設等へのアンケート回答は、卒業生の専門的知識・技術等に関して概ね好評を得ている。後者の調査に関しては、対象数431名、返却数170部、回収率39.4%となり、回答率が低いことが問題である。

本学卒業生の就職先は実習施設と重なる場合も多々あり、年1回の実習連絡懇談会では、実習のみならず就職した卒業生についても情報交換を行い、本学の教育目的・目標について説明し、理解を促すとともに、現場の実情を把握し、社会が求める保育者を養成し貢献できるよう、それらの意見を教育課程に反映するよう努めている。

そのほか、幼稚園、保育所、児童福祉施設等における実習が年間5回あり、その際には学生が実習している施設を訪問して、実習生に関することのほか、保育・教育等に関する実情について話を伺うことを通して、本学の学修成果を確認している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

短期大学教育として、より幅広い教養・総合的な判断力を培うという視点については、今後も社会情勢と入学する学生の学修能力に相応して、きめ細やかな科目内容の見直しが必要であると考え。特に「基礎科目」として設定されている授業において、自立した社会人の自覚へと結びつくような科目を拡充し、社会人基礎力を養い、魅力ある科目へと展開するよう、さらなる検討と改善の余地があるといえる。また、建学の精神と教育の目的ならびに教育の方針については、たえず本学の教育を実践していく中で確認し続ける必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

本学では、平成23年度から大学館地下1階に「学修支援センター」を開設し、学修効果の向上を図っている。具体的には入学前の課題学習として作文や長文読解、現代社会の教養知識などを中心に高校在学時からの事前学習、また入学時における国語力の調査、教養知識のレベル把握とその向上へ向けた補習授業、進路を想定した就職試験問題の指導等を行っている。同センターは、「基礎講座」の担当者や学習プログラム委員と連携を取りながら、学生の学修効果に反映させるよう努めている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

1. 学生生活ガイド
2. 平成31（令和元）年年度前期授業アンケート実施集計結果
3. 平成31（令和元）年年度後期授業アンケート実施集計結果
4. 令和元年度「本学卒業生を対象としたアンケート調査」
5. 令和元年度「保育者として働く卒業生に対するアンケート調査」
6. 駒沢女子大学・短期大学入学前学習課題
7. 保育科入学前学習課題
8. 駒沢女子大学・短期大学ガイドブック 2020
9. 短期大学就職状況

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

各授業科目の担当教員は、シラバスに示した成績評価に基づき学修成果の評価を行い、評価基準を満たした学生の単位を認定している。成績評価の方法として、各授業科目に明記してあるが、筆記試験、実技試験、小テスト、課題レポートのほか、授業内でのグループワークやグループディスカッション、ペアワーク、プレゼンテーションなど、各授業の特性に応じて設定し評価している。

半期ごとに各授業における学生への授業アンケート調査を実施し、学修評価を行い、集計結果については公表しており、図書館において誰でも閲覧が可能である。

学生の学修成果の獲得状況や達成度を確認するために、「履修カルテ」を作成し、教員間で把握できるように図っている。

各授業科目において、学生個人の学修成果や達成度について科会で報告・検討され、共

通認識をもって指導に当たるようにしている。本学では担任制を実施しているため、学修成果が低い学生に対し、個別指導で助言し、必要に応じて当該学生と保護者、専任教員の三者面談を行っている。緊密に家庭と連携することにより、本学の教育目的・目標について理解を促進し、協力を得られている。

また、発達障害など障害のある学生に対しては、合理的配慮をして個別相談に応じ必要な支援を行っている。学生相談室や保健室の利用を促し、大学・短大事務部の学生支援課の部署でも相談に応じ、支援体制を整備している。

事務職員の学修成果獲得に向けた支援として、学修成果を達成するために示されているディプロマ・ポリシーについて事務職員も内容を十分理解し、通常の職務や学生を支援することのほか、建学の精神に関わる行事等に携わっている。

学学生支援課では、学生生活の相談に応じるほか、学生の地域貢献としてのボランティア活動に関して、地域と学生との間をコーディネートする役割を担い、学生が本来の能力を発揮できるよう支援している。

教務課では、各種免許資格の認定や申請に関わる業務を担い、授業の開講時期等の調整を行い、教務委員、カリキュラム委員と協力して履修ガイドを編集、製本し、オリエンテーション時に学生に配付している。学期はじめの履修登録説明会には、専任教員が主となり説明は行うが、そこに同席して説明や指導の補助を行っている。履修登録後は、学生の履修登録表や出席簿、免許資格取得見込判定、卒業見込み判定等に関わる一覧を作成している。

教務委員会やカリキュラム委員会には教務課職員も参加し、教員と事務職員とで履修と授業の出席率など情報の共有化を図り、注意を要する学生の把握に努めている。専任教員のみならず事務職員も学生への連絡を取るなど、連携・協力して学生を支援している。学生の学籍簿及び成績簿は厳重に管理・保管されている。

学修成果の獲得に向けた施設設備及び技術的資源の有効活用に関しては、次の通りである。

(1) 大学・短大図書館

本学の図書館は駒沢女子大学との共用施設であり図書館長、図書館事務局長は専任教員が兼任し、司書資格を有する専任職員と事務職員、非常勤職員を置き、学生や教員への図書館サービスの業務を担っている。図書館の総面積は 4,889,88 m²あり、図書収容能力は 293,140 冊である。開館時間は、平日 9 時～19 時、土曜日 9 時～16 時となっている。

蔵書保有数は、短期大学、大学、大学院と合わせると 205,519 冊と、十分な量と質を備えている。新着図書コーナーや教員のお勧めコーナーなどで、多くの本に関心をもつような仕組みを工夫している。絵本コーナーを充実させ、保育科の学生が実習に行く前に、多くの絵本に触れ、読み聞かせの練習ができるようになっている。館内に博物館学実習館も完備し、仏教関係の展示を配している。「図書館フェア」(10 月～12 月)を開催し、学生に図書館利用拡大と読書力の向上を目指し、年毎に異なる特別展示や特設コーナーで書籍の展示を実施している。本学は仏教等に親しみをもつ機会として、御朱印展の開催も行った。

(2) 教場

本学教場は併設大学との共有施設であり、80 周年館、大学館、本館講義室、実験実習館にユビキタスシステムを導入し、PowerPoint、Word、Excel などのアプリケーションやイ

ンターネット上の動画、画像等も表示出来る設備が備わっている。その他、DVD や書画カメラ等を用いて講義できるように配備されている。保育科における演習や実技、実習に適した教場も完備し、特に小児保健実習室には、ベビーベッドと実物大の乳児の人形を配置し、沐浴や授乳体験が行えるように完備している。

(3) ピアノ練習室

ピアノの授業を行う教場とは別に、学生が空き時間や放課後の時間に練習できるように、個別のピアノ練習室が 25 部屋完備している。なお、夏休みなどの長期休暇においても使用できるように、学生に開放している。

(4) 運動施設

運動施設として、大学短大体育館には大小の体育施設と更衣室、シャワールーム等が整備されている。その他、運動場と屋外プールがあり、これらは併設する中学校・高等学校と共有している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

本学への入学予定者に対し、入学前事前学習プログラムを例年 3 月に実施し、入学後の学業・学生生活が円滑に行われるよう、専任教員が担当して短期大学での学習方法について説明しながら、質問に答えている。特にピアノに関する心配や不安が大きい入学予定者があり、希望者に対し別の日程を設けて入学前指導を行っている。

また、この入学前学習プログラムでは、入学予定者がお互いに入学前からコミュニケーションをとる場の提供の役割も担い、児童文化部の部員によるパネルシアターや在校生が案内するキャンパスツアーなどを行って、入学に向けてのモチベーションの向上につながるよう図っている。

入学予定者のうち、学業に優れ、勉学意欲旺盛な者に対しては、スカラシップ制度（新

入生)を利用できるように、再度一般入学試験を受験してもらい、成績優秀者に対しては、授業料の免除の特典を与えている。例年卒業式では、成績優秀者に対し、在籍人数の5%相当の成績上位者における優等賞4~5名を選出するほか、本山永平寺より賜る本山賞1名、日本仏教保育協会賞1名、全国保育士養成協議会会長賞1名を表彰している。

入学後には、オリエンテーションやガイダンスを実施し、「履修ガイド」や「学生生活ガイド」を配付し、建学の精神、教育理念、免許資格、履修登録の方法、学生生活、施設の利用など丁寧な説明を行っている。個別の質問にも専任教職員が対応している。

初年度教育の一環として基礎学力試験を実施し、その結果基礎学力の向上を要する学生に対し、講座を開き受講を促している。学修支援センターには常駐の専任職員と非常勤講師を配置し、希望により個別指導も実施し、学修成果の獲得を支援している。さらに、担任教員が、学習や学生生活などの悩みや相談に応じているほか、学生相談室や保健室でも学生の悩み等に対し面談を行い、メンタル面で支援している。

また、進路総合センターでは、公務員試験対策講座や進路ガイダンスを開催し、自立した社会人として就職に臨めるよう支援している。

学修成果の獲得状況の量的・質的データを確認し、学修支援に関しても科会や教授会、卒業判定会で報告、検討し判定している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

本学では、学年ごとに4クラス編成し、担任を置いて学習面と学生生活、その他の相談に応じる体制を取っている。科会等の会議で全専任教員は情報共有をして支援している。基礎学力の向上が必要な学生、あるいは大学編入・進学を目指している学生に対し、日頃から相談にのり、アドバイスするとともに、学修支援センター、進路総合センターと連携して、学生の希望に応えるよう努めている。

本学の学園祭であるりんどう祭では、学生主体の学園祭実行委員会が企画・運営を基本的に行うが、教職員は学生の準備・運営をサポートし、外部関係者・機関との連絡調整の役割も担い、順調に実現するよう連携・協力している。また、クラブ活動や同好会、ボランティア活動では、学生会自治委員会が主となっているが、教職員も顧問などでその活動を支えている。

学生生活に欠かせない学生食堂2か所あり、本館1階と大学館地下1階にあるほか、軽食を提供するカフェも併設している。また、学内にコンビニエンスストアもあり、文具や書籍類、弁当、生活必需品を販売している。

学生の通学に関して、基本的に自動車通学は禁止であるが、障害のある学生に関しては特別配慮が行っている。自転車通学している学生に対しては、構内および近隣に駐輪場を設け利用できるような便宜を図っている。なお、オートバイでの通学は登録制になっている。そのほか、稲城駅と新百合ヶ丘駅からの小田急の路線バス2コースがあり、本学のスクールバスは、JR南武線稲城長沼駅と田園都市線あざみ野駅の2コースがある。

構内はバリアフリー化し、段差をなくし、エレベーターやバリアフリースイレを設置し、車いすを使用する学生が円滑に移動できるように配慮している。

社会人入学も実施しており、ここ数年は数名ではあるが、社会人が学べるような体制を作っている。専任教員1名が社会人アドバイザーとなり、学業面や学生生活等の相談に乗っている。2年間の学納金で3年間学べる長期履修制度を利用することもできる。

学生への経済的支援として、本学独自の奨学金制度である学校法人駒澤学園奨学金及び在学学生スカラシップ制度を設けている。学外の高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構貸与奨学金制度も利用できるようになっている。

学生の健康管理は、学生支援課と保健室を中心に行っている。例年4月に学生の健康診断を実施し、外部の診療機関と連携を取りながら実施している。保健室には看護師が常駐し、地域の稲城市民病院と提携して、怪我や急病などに対応している。

学生のメンタル面でのサポートは学生相談室が担っており、学生生活の中で起こる学業や人間関係、進路、就職などの悩みや不安に対して話を聴く環境を整え、臨床心理の専門家であるカウンセラー専任3名を設置し対応している。

さらに、本学ではハラスメント防止にも取り組み、「ハラスメント防止規程」を定め、「ハラスメント対応委員会」を設置、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントが起きた場合に対応できるように努めている。

障害のある学生には合理的配慮を行い、円滑で快適な学生生活が送れるように、教職員で支援している。大学・短期大学及び事務職員が参加するFD・SD研修を実施し、合理的配慮が必要な学生への共通認識を醸成し、支援に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学における進路支援は、進路総合センターが中心となり学生を支援しているが、専任教員3名と進路総合センター所長、課長、職員で構成された就職対策委員会を設けて、年間の進路指導計画を立て、組織的に取り組んでいる。クラス担任をはじめとして専任教員も就職や大学等進路の相談に応じている。学生に「キャリアハンドブック」を配付し、学外にいる時にも活用できるようにしている。平成31（令和元）年度の就職率は100%であり、基準Ⅱ-A-7で先に示した表の通りである。

就職や進路に関する取り組みは次の通りである。

①就職ガイダンス

新年度オリエンテーション時をはじめとして、年間で2年生、1年生を対象とした就職ガイダンスの日程等に関して、以下の表のように実施している。

表Ⅱ-3 平成31（令和元）年度就職ガイダンスの日程とその内容

名称	実施日	時間	対象
採用試験（筆記）対策講座①と模擬試験	4/3（水）	9：00～12：00	保育科2年
採用試験（筆記）対策講座②	4/11（木）	14：40～16：10	保育科2年
就職ガイダンス①「保育関係の就職活動を知る」	5/9（木）	14：40～16：10	保育科2年
就職ガイダンス②「園の採用試験と履歴書作成（基礎）」	5/16（木）	14：40～16：10	保育科2年
就職ガイダンス③「履歴書作成（応用）と電話対応」	7/8（月）	9：00～10：30	保育科2年
就職ガイダンス④「面接試験の対策とマナー」	7/15（月）	9：00～10：30	保育科2年
公務員対策講座 ランチタイム説明会	7/23（火）	12：15～12：45	保育科1年
公務員対策講座①（全5回）「論作文」	9/12（木）	13：00～16：00	保育科1年
公務員対策講座②（全5回）「論作文」	9/13（金）	13：00～16：00	保育科1年
公務員対策講座③（全5回）「数的処理」	9/17（火）	13：00～16：00	保育科1年
公務員対策講座④（全5回）「数的処理」	9/18（水）	13：00～16：00	保育科1年
公務員対策講座⑤（全5回）「数的処理」	9/19（木）	13：00～16：00	保育科1年
進路ガイダンス	9/26（木）	14：40～16：10	保育科1年

②個別就職相談・指導

学生の進路に関するあらゆる相談に応じ、履歴書の作成や小論文等の添削指導にあ

たり、就職試験の面接に備え、個人面談やグループ面談などを設定している。

③就職情報の提供・発信

学生が直接進路総合センターを直接訪れたり、あるいはポータルサイトを利用して、個々の学生の就職・進路希望を伝え、登録することにより、適合する求人情報を迅速にメールで届けることができるようになっている。学生は情報を早く受け取ることができ、就職活動を滞りなく行えるように支援している。

③公務員試験対策講座

公務員になることを希望する学生のために、外部講師を招聘し、公務員試験対策を開催している。

④就職・進路に関する閲覧資料

進路総合センターには常時学生が閲覧できるように、業種別、地域別の関係コーナーを常設している。閲覧できる主な資料は、企業・園などの求人票とパンフレット、就職試験報告書・OG就職先一覧表、公務員・教員募集資料、DVD、就職関連書籍・雑誌・新聞、進学関係資料などがある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生の学修成果の獲得状況や達成度を確認するために、「履修カルテ」を作成し、教員間で把握できるように図っているが、まだ用紙に記入する形式であり、今後ポータルシステムを使って、教員と学生双方向での確認を適宜行えるようにしていくことが必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

学生の支援において、以前より担任制を取り入れ、学修面および実習、学生生活、人間関係の悩みや不安に対し、丁寧に相談に応じている。教員のオフィスアワーを設けて相談出来る時間帯をオリエンテーション時やポータルサイトに明示している。普段から授業や会議以外の時でも話を聞き、クラス担任以外の教員も学生が一人で悩むことがないよう対応している。科内では心理学系の教員が学生相談として対応し、精神的な問題を抱えている場合等は学生相談室に紹介している。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成 26 年度に第三者（認証）評価を受けている。前回の教育課程における行動計画では、「GPA 制度については、学生が個々に自身の学修達成度を確認し、努力目標を設定できるようにするために導入したが、その活用方法への理解を深める必要がある。幼稚園・保育所・児童福祉施設といった専門職域へと進む卒業生が、就職時より少しでもスムーズなスタートを切ることができ、以降も成長を続け、現場にとって欠かせない存在となるよう、そして何よりも本人が氏名と自覚をもって、生きがいを感じられるように、就職先からの情報収集、実習及び就職先である幼稚園・保育所・児童福祉施設の担当者からこれま

で以上に多数の参加を得て実習懇談会を開催していく。昨今の保育現場の動向を察知しながら、全教職員が情報を共有できるようにする。同時に、FD・SD活動を活性化させていく。オリエンテーションの一層の充実を図るために、教務委員会並びに学生委員会が常に、学生の視点から工夫・改善を図っていく。」としていた。

本学では、上記内容に関する改善を図るため、学生へ GPA 制度や学修成果の内容を周知させるため、オリエンテーションでの丁寧な説明やポータルサイトでの明示、履修ガイド、学生生活ガイドを配付し、さらに授業開始時において個々の授業担当教員がシラバスの記載内容を説明して、学修成果に関する理解を深めるようにしている。

毎年 FD 委員会と教育研究支援課が中心となり、授業アンケートを半期ごとに実施、その調査集計結果を次に活かすよう点検している。また、学生への学修成果の達成度向上を目指して、教務委員会及びカリキュラム委員会が中心となり、教育課程の点検・見直し、シラバスの改善などを行い、さらに前回の第三者評価受審後にカリキュラムワーキングチームを編成して、常に学生の学びにつながるような教育課程に関する議論を重ねている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

カリキュラム委員会と教務委員会を合同で開催し、さらに詳細についてはカリキュラムワーキングチームで検討を行い、本学の建学の精神を反映した独自性をどう生かしているか、また、学生の実質的な学修成果の向上について議論をさらに重ねていく。

【基準Ⅲ 教育資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

1. 駒澤学園ホームページ
2. 駒沢女子大学・駒沢女子短期大学研究倫理規程
3. 駒沢女子大学・駒沢女子短期大学人間を被験者又は対象とする研究倫理規程」
4. 駒沢女子大学・駒沢女子短期大学動物実験規程
5. ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
6. 組織及び職務に関する規程
7. 学校法人駒澤学園就業規則
8. 学校法人駒澤学園契約教職員就業規則
9. 学校法人駒澤学園事務職員の選考の基準並びに任免に関する規程
10. 学校法人駒澤学園公的研究費運営・管理規程
11. 駒沢女子大学・駒沢女子短期大学科学研究費補助金取扱要領
12. 科研費マニュアル

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学では、建学の精神および学則に定められている本学の教育目的やカリキュラム・ポリシー等を具現化するために必要な教員組織を適正に編成している。専任教員 14 名、助手 1 名、非常勤教員 16 名を配置している。本学の専任教員の職位は、学位、研究業績、芸術上の業績、保育分野の実務経験等に基づいて決められている。本学の教員組織は下表に示す通りであり、専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。学生の定員に対し専任教員一人当たりの学生数は 9.3 名であり、丁寧な指導を行うに十分な教員数を

確保している。

保育科専任教員数・職位と兼任教員数 (平成 31 (令和元) 年 5 月現在)

専任教員数						非常勤教員数
教授	准教授	講師	助教	助手	計	計
5	2	6	0	1	14	16

学位、研究業績、芸術上の業績等については、採用時に教員本人から提出された個人調書（履歴書及び教育研究業績書）を精査している。また毎年全教員に教育研究業績書、社会貢献活動報告書、産官学連携活動報告書等を教育研究支援課に提出することを義務付けており、常に最新の業績により職位の妥当性を確認している。教員の昇任については、「駒沢女子短期大学教育職員の職制及び選考の基準並びに任免に関する規程」に基づいて行われている。なお、専任教員の学位、過去 5 年間分の研究業績等に関しては、本学ホームページで情報公表している。

新しく教員を採用する場合には、学長を中心とした人事委員会において、学位、研究業績(芸術上の業績も含む)、教育実績、学会及び社会における活動等について審議している。人事委員とは別に、研究論文や著書の精査を行う査読委員 2 名を設置して、教育課程の専門分野に合致する内容であるか慎重に検討し、学長に具申している。非常勤教員を採用するにあたり、専任教員と同様に、審議のために個人調書の提出を求め、教育実績、研究業績等を審議し採用している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、各自の専門分野の関係学会に所属して教育研究活動を行うとともに、学外における研究活動や社会貢献活動にも成果をあげている。各専任教員の研究活動（専門分野、所属学会、研究活動等）の概要は、本学ホームページで公表している。

教員の研究成果は、所属学会の学会発表や研究誌、著書等で発表されている。毎年1回「駒沢女子短期大学研究紀要」を発刊し、そこに専任教員、非常勤教員が論文を寄稿し発表している。なお、教員の研究倫理の確立・向上に目指し、「駒沢女子大学短期大学研究倫理規程」を定め、実験や調査等に関する研究を進める場合には、研究内容の申請をして審査を行っており、研究倫理を遵守して研究活動を行っている。

科学研究費補助金採択推進に関しては、教育研究支援課が中心となって進めているが、科学研究費申請に関しては、ここ3年間に申請及び採択はないが、科学研究費以外の外部研究費は2件あり、平成29年度に公益財団法人発達科学研究教育センター、平成30年度に一般財団法人日本事業所内保育団体連合会より研究助成金を受託し、研究活動を行っているが、平成31（令和元）年度は0件である。

研究室は1名1室割り当てられ、学科の会議室も配置されている。研究時間の確保については、専任教員には週1日の研修日が設けられている。学会発表・出張に関しては、公費支弁学会申請書に所属学会を申請して許可を得ている学会への参加費、出張費は研究費を使用することが出来る。

本学では、教員の資質向上及び教育の充実・発展を図るためにFD委員会を設置しており、「FD委員会規程」に基づき、併設大学と連携して推進してきている。さらに推進していくために、次の3つのことを行っている。

①授業アンケート

学生の授業アンケートを半期ごとに実施し、その集計結果を受け、自己評価を記入し、教育内容の向上・改善を行っている。

②公開授業参観

半期ごとに実施する「公開授業参観」において、専任教員及び非常勤教員双方の交流を図ることが出来るほか、参加教員は授業内容を参観した後、授業参観のコメントを教育研究支援課に提出する。その後公開授業を行った教員がコメントを受け取り、今後の授業に反映することができる。本学の特徴として、事務職員も公開授業に参観し、授業内容を理解することで、学生の履修相談に応じ適切なアドバイスも出来ることである。

③FD研修会

FD委員会が主催する研修会は、前期1回、後期1回開催されている。教員の資質向上と教育内容の充実・発展に資するための研修会にするため、FD委員会や科会で研修内容についての意見を広く求め、選定することになっている。

併設大学と共同でFD研修会を開催することもあり、FD・SD研修会として専任教員と事務職員と合同研修を行う機会も設けている。平成31（令和元）年度のFD研修会に関して、前期は1回実施したが、後期は新型コロナウイルス感染拡大状況のため、中止となった。

以上のように、担当教員教育活動の活性化や教育方法の改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備してい

る。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学の事務組織は、理事長の指揮の下、事務局長が総括、調整し、総務部経理部、大学・短大事務部（教務課、学生支援課、教育研究支援課）、入試センター、進路総合センター及びIR広報部が設置されており、各部の責任者として部長が配置されている。さらに部内には課が設置されており、美朝の指示の従って各課長が課の分掌に関して責任を分担している。職員の配置は、能力や適性、資格等を考慮し、適材適所に配置するようにしている。なお、法人と本学の一体的な運営を図る目的から、本学事務局と法人事務局を兼ねている。

事務関係に係る規程「組織及び職務に関する規程」をはじめとした各種規程を整備している。事務職員のスキル向上を図るため、外部研修にも積極的に参加しているほか、学内のFD・SD研修にも大多数の職員が参加している。事務職員には1人1台のパソコンを整備し、事務局共有ホルダーを導入して情報の共有化を図っている。コピー機、印刷機、FAX等の大型機器に関しては、建物やフロアごとに整備し、複数の部・課で共有している。また、学生対応スペースも確保しており、これらは年に1度、整備・点検を実施している。

教職員によって構成される防災委員会により、非常時における学生と教職員の安全対策を定期的に協議している。その上、併設大学、高等学校、中学校の学生・生徒や教職員も含め全学体制で年に1度避難訓練を実施している。

事務組織全体による朝礼・事務連絡会を行い、各部署の部長、課長による「部課長連絡会」は月1回定期的に開き、関係部署の連携強化を図りながら、業務の見直し、事務処理の改善等を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学では、教職員の就業に関する諸規程を次の通り定めている。

学校法人駒澤学園 理事並びに理事長及び常務理事選任に関する規則
学校法人駒澤学園 顧問規程
学校法人駒澤学園 常任理事会規程
学校法人駒澤学園 参事、参与に関する内規
学校法人駒澤学園 役員住宅規程
学校法人駒澤学園 組織及び職務に関する規程
学校法人駒澤学園 事務組織及び事務分掌規程
学校法人駒澤学園 職務権限規程
学校法人駒澤学園 職務分担区分表(組織及び職務に関する規程付表)
学校法人駒澤学園 事務上の連絡会に関する内規
学校法人駒澤学園 個人情報保護に関する規程
学校法人駒澤学園 個人情報保護取扱い内規
駒沢女子短期大学教育職員の職制及び選考の基準並びに任免に関する規程
学校法人駒澤学園 パートタイマー職員及びアルバイト職員に関する規程
学校法人駒澤学園 教育職員の職制及び選考の基準並びに任免に関する規程
学校法人駒澤学園 事務職員の選考の基準並びに任免に関する規程
学校法人駒澤学園 就業規則
学校法人駒澤学園 契約教職員就業規則
私傷病による職員の休職及び復職に関する内規
学校法人駒澤学園 育児休業規程
介護休業及び介護短時間勤務に関する規則
学校法人駒澤学園 子の看護休暇規程
学校法人駒澤学園 裁判員に係る有給休暇措置規程
学校法人駒澤学園 教員・職員定年規程
学校法人駒澤学園 過半数代表者選出規程
学校法人駒澤学園 労働時間等設定改善委員会運営規則
学校法人駒澤学園 非常勤教員・教員規程
学校法人駒澤学園 ハラスメント防止規程
学校法人駒澤学園 ハラスメント防止ガイドライン
学校法人駒澤学園 表彰及び懲戒等の審査に関する委員会規程
学校法人駒澤学園 安全衛生管理規程
事務職員の資格取得・研修等に関する規程
学校法人駒澤学園 給与規程
学校法人駒澤学園 学外役員等の報酬規程
学校法人駒澤学園 退職金規程
学校法人駒澤学園 特任教員給与規程
学校法人駒澤学園 早期退職者優遇に関する規程
駒沢女子大学・駒沢女子短期大学「ティーチング・アシスタント」規程
駒沢女子短期大学 学長に関する規程

駒沢女子短期大学 科長に関する規程
駒沢女子短期大学 自己点検・評価委員会規程
駒沢女子短期大学 人事委員会規程
駒沢女子短期大学 客員教授規程
駒沢女子短期大学 名誉教授規程

本学では、学校法人として学園全体の安定的運営に努めるため、平成 22 年度より中長期計画策定委員会を設置し、将来を見越した経営的、数学的な計画立案を行い、平成 25 年度より「第 1 次中期計画」を、平成 31（令和元）年度より「第 2 次中期計画」が始まる。さらに、学園創立 100 周年を目標とした「長期計画」を策定している。

教職員の就業規程である「駒澤学園 就業規則」は、教職員に個別に配付されており、適正に就業規程として機能している。また、契約教職員については、「契約教職員就業規則」に則り、勤務時間や労働条件等の周知を図っている。駒澤学園の教職員として相応な服務規律を保持するために、「教職員等行動規範」、「駒沢女子短期大学教員ガイド」に沿って職務を遂行していくよう周知している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学の教職員の就業に関する諸規程は整備されており、特に問題はない。しかし、専任教員の研究業績や社会的活動等に関して、教員歴に関する期間の長短と相関関係があるとはいえない状況がある。外部と連携して研究活動や社会的活動を行っていくには、専門分野によって格差が生じていることは否めない。今後各教員が研究に一層精進し、科学研究費等の外部資金を獲得していく努力が欠かせない。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

1. 駒澤学園ホームページ
2. 固定資産及び物品管理規程
3. 防災計画

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は、平成元年に現在の稲城市に移転し、その後、併設大学の設置により、大学館を増築し、教育環境をさらに充実させるため、平成 21 年には最新設備を導入した八十周年館を増築した。それぞれの建物はバリアフリー化、キャンパス・アメニティにも配慮しており、施設・設備両面において適正な数を有し、短期大学設置基準の規程の要件を満たしている。

本学における教育に係る施設は、全て併設大学との共用となっており、校地面積が 59,770.26 m²、その内、校舎敷地が 31,367.00 m²であり、短期大学設置基準を十分に満たしている。校舎については積極的にバリアフリー化を進め、全館エレベーターを設置したため、高層階に容易に移動が可能となっている。また、記念講堂、本館 1 階、大学館 1 階、八十周年館 2 階と地下 1 階に、障がい者用トイレを設置している。

記念講堂(収容人数約 1,500 名)は、本学の入学式、卒業式、仏教式典、学燈会等の学校行事に使用されるほか、稲城市にも貸し出しており、シンポジウムやコンサート等にも対応できる多目的施設となっている。

平成 21 年に八十周年館が完成し、小児保健実習室、造形室、総合演習指導室、音楽室、リトミック室、実習指導室、保育研究資料室や学生用ロッカー室など、本学の専門的教育を充実させるために必要な施設を設置した。従来から使用していた本館の音楽室、ピアノレッスン室(6 部屋)、ピアノ個人練習室(25 部屋)、造形室Ⅰ、Ⅱは引き続き使用しており、授業内容によって効果的に教場を使い分けている。

小児保健実習室は沐浴実習や調乳を行う実習室で、9 つのベッドがあり、重さも新生児と同様の人形が 1 つのベッドに 2~3 体設置しており、実習が効果的に行われるようになっている。造形室には学生の制作活動に必要な備品を取り揃えており、学生は保育者としての造形の基礎を学び、保育現場での実践力を養っている。本館音楽室は、約 200 名、補助椅子を合わせると 300 名収容でき、音楽表現、演奏発表の他、地域に向けた子どものイベント等でも使用している。2 台のグランドピアノやマリimba、シロフォン、バスドラム

等の楽器を常備している。本館の地下にはピアノレッスン室、ピアノ個人練習室も設置しており、授業の空き時間や土曜日・日曜日、長期休暇中も使用することが可能である。八十周年館の音楽室には、グランドピアノのほか、保育等で使われる楽器を多数揃えている。

実習指導室、保育研究資料室には、絵本や児童書、映像資料、保育科の行事等で使用される機材が保管されている。リトミック室は、音楽表現、身体表現、ダンス、体操等で使用している。

図書館は併設大学と共有しており、蔵書として逐次刊行物や書籍を定期的に購入している。図書館委員会では書籍や児童向け図書だけでなく、ピアノの授業や実習で使われる楽譜等、保育に関連する図書の選定を積極的に行っている。

以上のように、本学では学生や教員の教育研究環境として相応しい校舎や施設・備品を整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

学園全体の施設設備の維持管理は、経理部管財課が中心になり、「固定資産及び物品管理規程」をはじめ、財務諸規程等を整備しこれらに基づき、年次計画のもと管理、運営している。また、教場等の施設設備は、大学短大事務部が管理運営を行っている。

防災計画は、地元の稲城市消防署との連携によって火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備し、学園全体の防災計画を作成、火災・地震等に対応する体制を整えている。また、教員1名を防火防災管理責任者とし緊急時に備えている。

防犯対策は、警備保障会社に委託し24時間体制で警備を行っている。正門受付に守衛が常駐すると共に、定期的に巡回・警備している。また、外部に通じる3カ所の出入口に防犯カメラを設置し、火災報知機等が作動した場合は、遠隔監視を委託している警備保障会社から警備員が駆け付けるとともに、学園関係者へ連絡し、消防、警察への通報も行っている。

平成23年3月11日の東日本大震災を受け、平成23年度より学園全体の避難訓練の実施を再開し、学生、教職員の防災意識の強化と共有を図っている。防災倉庫に備蓄している非常用食料品の点検も行い、緊急避難用器具は、年に1度点検・整備し訓練している。東日本大震災以降、施設全体の耐震に関わる調査を行い、改修工事を行っている。また、教室の温度設定やセンサー付き照明、LED照明に順次切り替えるなど、省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全にも配慮している。

本学では、保育科1年生全員を対象として、普通救命講習Ⅰを授業の一環として実施し、講習終了後には、修了証を発行している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学の物的資源に関しては充実しており、特に問題は見当たらない。学生に施設の設備や教育環境に関するアンケート調査を実施し、その調査結果を反映して快適な学生生活を過ごせるようにしていく。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

1. 駒澤学園ホームページ
2. 固定資産及び物品管理規程

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学の技術的資源は概ね整備されており、その維持・整備も計画的に行われている。大半の教場にコンピュータや視聴覚機材が設置され、教員・学生がインターネットにアクセスできる環境が整えられている。

近年の情報教育に対応するため、用途に合わせたパソコンを多く設置している。パソコン教室・LL 教室(授業時間以外も学生の利用が可能)等の他に、自習室・図書館・ラウンジ・ロビー等のフリースペースにもパソコンを設置することで、学生が学内のどこでもパソコ

ンを使用できる環境を整えている。LL 教場には、CaLabo EX を導入し、フルデジタル CALL システムを設置しており、アクティブ・ラーニングに役立てている。学内の全てのパソコンに学内 LAN とポータルサイトを併設しており、レポート作成や情報検索に役立てている。学生に対する情報技術の向上に関するトレーニングは、入学当初のオリエンテーション、基礎科目の「情報リテラシー」や「基礎講座」等において行っている。

本学では教員が情報ネットワークにアクセスできるユビキタスシステムを教場に導入しており、また平成 26 年度の FD 研修会において、教員のパソコン技術のスキルアップを目的に、コンピュータリテラシーに関する研修を行った。この他にも、教員・学生共に技術的な指導・サポートが必要な場合は、コンピュータ管理室常駐している 2 名の専任職員からいつでもサポートを受けることができる。

学内のインターネット環境は、B フレッツ(ビジネス)回線を用い、ファイヤーウォールシステムを設置し、外部からの不正侵入を防御している。外部への Web アクセスは全てプロキシサーバーを経由して通信を行い、インターネット接続に対する安全性を確保し、Web サーバーへの負荷を軽減している。学内イントラネットに公開用 Web サーバーを設置し、リバースプロキシサーバーを経由して公開しており、Web サーバーで SSL 通信をする際は日本ベリサイン社のサーバー証明書を使用している。SSL を導入することにより暗号化でセキュアな Web サイトの構築にも役立てている。

また、迷惑メール防止として SPAM 対策サーバーを設置し、受信メールの全てに対してウイルスチェックと SPAM チェックを行いメールの安全性を確保している。全てのコンピュータに対してウイルス対策ソフトをインストールし、管理サーバーにより、ウイルス感染状況を監視している。また、共用パソコンにリカバリーソフトを導入し、不正なソフトウェアのインストールや環境変更を防止している。また、統合認証システムを導入し、教員、学生ともに個々の ID 毎に学園内ネットワーク資源への利用(アクセス)を制限している。

この他にも、本学では学内に電子掲示板を設置し、学生が休講、補講、就活情報、学生呼び出し等、必要な情報を入手できるように配慮している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

コンピュータ関連機器については、年度毎に改善・整備計画が必要となるため、今後は施設設備の使用状況を把握し、保守点検等の内容を定期的に検討し、改善策を講じていく必要がある。

具体的には、次の 2 点について改善の余地があると思われる。第 1 点は、PC の基本 OS、アプリケーションソフトのバージョンアップへの対応。第 2 点は、学内における無線 LAN、WiFi 環境の整備である。前者の OS のバージョンアップについては、OS、アプリケーションソフトのバージョンアップのたびに、ライセンスを取得して学内教職員、学生が利用できる体制を取っている。後者の学内における無線 LAN、WiFi 環境の整備については、今日、モバイル化が進行している現代社会において無線 LAN、WiFi 環境の整備が急務であり、教職員、学生のネット環境を整備する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

1. 駒澤学園ホームページ
2. 学校法人駒澤学園寄附行為
3. 駒沢女子大学学則
4. 駒沢女子大学学長に関する規程
5. 駒沢女子短期大学学則
6. 駒沢女子短期大学学長に関する規程
7. 駒沢学園第1次中期計画
8. 駒沢学園第2次中期計画

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

駒沢学園の経営管理は、法人全体の意思決定を行う理事によって構成される理事会(学校法人駒澤学園寄附行為〔以下、「寄付行為」という。〕第12条)、常勤理事によって構成される常任理事会(寄付行為第13条)、法人の重要な決定に意見を述べる評議員会(寄付行為第20条)、法人の全業務及び財産状況を監査し監督する監事(寄附行為第8条第2項)並びに各設置校の運営に携わるその長及びその執行部によって行われる。これらの会議体の構成員及び各設置校の長は、3年任期で選任され再任も認められる。

法人については、理事長が「この法人を代表し、その業務を総理する」(寄附行為第7条の2条第2項)と規定し、建学の精神及び法令、諸規程に従い、理事会、評議員会及び常任理事会の運営並びに法人業務の統括、執行を行うこととしている。

教学業務のうち、駒沢女子大学、駒沢女子短期大学の業務については、駒沢女子大学学則第8条及び駒沢女子大学学長に関する規程第2条第1項並びに駒沢女子短期大学学則第32条及び駒沢女子短期大学学長に関する規程第2条第1項により、学長は大学、短期大学の「全般に関する事項をつかさどり、本学を代表する」と規定し、建学の精神及び法令、諸規程に従い、教学業務の統括、執行を行うこととしている。各々において職務上の権限に基づきリーダーシップを発揮することとなっている。

理事会は年3回以上開催され、事業計画案及び事業報告、予算案及び決算報告、重要人事案件等の審議議決をすると共に懸案事項等について意思形成に関与している。

評議員会も年3回以上開催され、理事長からの事業計画及び報告、予算案及び決算報告、懸案事項などの諮問に適切に答えている。

監事は、関係法令及び寄附行為の規定に基づく業務監査、財務状況の監査を行い、学園の理事会・評議員会に必ず出席、監査結果を報告すると共に意見を述べる等、監査機能を十分果たしている。また、随時、学園を訪れその業務を監査している。

平成28年5月の理事会において理事長の選任が行われ、理事長が交代した。新理事長の下、常務理事、常勤理事による常任理事会による新執行部体制が作られた。新執行部は、理事長主導の下、収支の赤字を縮減し、各設置校の活性化を促す等、経営改善の方針を打ち出している。平成28年6月より学長が理事長を兼任し、学内で常任理事会を原則として毎月開催していることもあり、教学組織と法人組織との意思疎通は充分にとれ、決定等が一元化され迅速に行われるようになっている。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

経営管理は、適切に形成され円滑に行われているが、法人の懸案事項である収支赤字の縮減及び各校の活性化を促すなど経営改善が急務である。第1次中期計画に即し、各部署、各設置校が具体的改善策を実行し、第2次中期計画にも着手している。また、収支の改善につながる入学者数の増加に向け、改善に向けて取り組んでいる。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

現理事長は、平成28年6月に前理事長と交代した際に選出され、学長と理事長両方の兼務となる。学長としては平成22年4月に選出され現在3期目であり、平成28年6月より理事長と兼務している。その期間に併設大学に心理学科の開設、人文学日一部の学科

名変更、そして平成30年4月には、人間総合学群・看護学部開設の設置に向け主導し、学園の発展に寄与している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

1. 駒澤学園ホームページ
2. 駒沢学園第1次中期計画
3. 駒沢学園第2次中期計画

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

本学の学長は、駒沢女子短期大学の学長と駒沢女子大学の学長を兼任している。学長は、人格が高潔で、教育研究、組織運営において豊富な経験と深い学識を有しており、就任以来、本学の建学の精神を踏まえ、教育の向上、充実に向けて努力している。大学・短期大学の教学運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与等の重要事項に関して、教授会の意見を聴取し、諮問機関としての機能を活かし適切に運営している。

学長選考については、まず学長候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」）が決定する最終学長候補者を、各教授会への報告を経て理事会に諮り、理事の3分の2以上の議決を得て、理事長が行うことになっている。

手続きとして、最初に「推薦委員会」が、常任理事会の選出する理事、大学・短期大学の教授会の代表者によって構成され、委員の互選により委員長を選出する。学長候補資格者の条件は、駒沢女子大学・駒沢女子短期大学の専任教授のうち、大学・短大の専任教員5名の連署により支持を受けた者、又は、理事の4分の3以上が指名する者である。推薦委員会は、学長候補者のうち1名を最終学長候補者として決定し、教授会への報告を経たのち、理事会に諮り、理事の3分の2以上の議決により、理事長が学長を任命する。平成28年度に行われた学長選出もこの手順に従って行われた。

学長は、全学的な教学運営のために、理事会、評議員会、教授会において教学業務の統括、執行を行うとともに、各般の重要案件・事項で教職員に対しリーダーシップを発揮し、審議を議決するとともに、全体の意思形成を促進している。

本学の教授会は、学則及び関係規程に基づき、原則として月1回開催し、議事録を全て適正に記録している。学長は、教育課程の編成や卒業の資格判定に伴う学生の学修成果、学生の授業アンケート調査結果等の事項を教授会に対し確認している。

学長は、懲戒に該当する学生に対しては、学則に定めてある手続きの通り、その規定を適用し適正に対処している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

現状において学長のリーダーシップは機能していると評価できるが、理事長と兼務であるため多忙であり、課題がないわけではない。自己点検・評価した事柄をより一層発展、進化させるため、改善計画の検討が必要となる。既に一部は実施に移しているが、直面する諸問題に対処するため、常設委員会以外に各種の検討機関等を設置する必要があると思われる。教職員の採用に際し、専門分野、年齢、教員歴、実務歴等を十分に考慮しバランスのとれた人的構成を図ることのほか、本学が抱える問題を見極め、改善するために外部機関との連携を強化し活用していくことである。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

本学園は大学院、大学、短期大学、高等学校、中学校、幼稚園を擁する女子の総合学園であり、令和9（2027）年に学園創立100周年を迎える。学長は学園経営の責務を果たすことに専念しつつ、学園の将来を見通した安定策を検討し実施に移している。教育機関に課せられた義務（教育、研究、社会貢献を踏まえた地域社会との共存）を適正に果たすため、学長自らが中心となり、平成22年6月に学園の将来構想を策定するための諮問機関とし

て「中長期計画策定委員会」が設置され、学園創立 100 周年を月標に据えた「長期計画」の策定に至っている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

1. 駒澤学園ホームページ
「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」
2. 学校法人駒澤学園寄附行為
3. 駒沢学園第 1 次中期計画
4. 駒沢学園第 2 次中期計画
5. 学校教育法施行規則

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事 2 名については、寄付行為第 6 条及び第 8 条の規定により、理事会で選出した候補者のうち、評議員会の同意を経て理事長が選任している。監事の職務は、寄付行為第 8 条 2 項に規定され、法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、法人の業務運営については、理事長及び法人役職と面談して学園の運営全般について聴取している。また、財産の状況についても公認会計士と直接面談し、会計処理や収支の状況について確認している。

監事は、理事会に毎回出席し、会議における審議、報告を通じて、あるいは学園からの定期的な報告を受けて、法人の業務遂行状況を把握し業務や財務状況について意見を述べている。財産状況の監査については、毎年度作成される財産目録及び貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書等を中心に監査し、公認会計士との意見交換を行い、その後年 3 回から 4 回開催される理事会、評議員会に出席し、監査結果を報告するなど適切に行われている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

本学園の評議員会については、寄付行為第22条に規定によって、理事会において評議員27名を選任している。通常学園教職員と外部関係者が約半々で構成されている。私立学校法第41条第2項の規定に基づき、法人の寄付行為において理事の定数12名に対して評議員の定数はその2倍を超える27名と定めており、現在も定員通り選任されている。

評議員会の規定は寄付行為の第18条から第23条に定めており、理事長の招集で年3、4回開催している。私立学校法第42条、寄付行為20条に規定されているとおり、予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併等の案件が生じた場合には、評議員会において意見を聞かなければならない事項について審議し、理事会の諮問事項として適切に運営されている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

本学は、平成22年度より駒沢学園全体の情報を発信するため、法人事務局のIR・広報部が駒沢学園のホームページ上に情報公表コーナーを開設した。情報公開の内容として、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、財務状況、その他の情報を掲載している。

財務情報については、私立学校法の規定に基づき、資産及び資金の状況に関する情報として、「財産目録」と「計算書類」等をホームページ上に公開している。

また、短期大学保育科として、学校教育法施行規則171条、172条2項の規定に準じ、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等をホームページに公開している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

本法人においては、財務・教学の両面から学校法人に関係する監事活動が行われている。今後は内部監査の実施を行い、公認会計士と意見交換し連携強化して、監事活動をさらに充実させていくことである。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

本法人の監事は、法人の財務や業務遂行状況を監査する等の職務を果たしているが、今後も法人のコンプライアンスの確保と法人運営全般に関する意見聴取に努めていく。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価では、経営面では比較的安定しているが、「より強固に安定させる」を目指し、①教職員自身が人材育成の主体者であるという認識を持つこと、②FD・SD研修等の取り組みを進めること、③実務的な情報の収集・活用を図るべく効率的運用が出来る人員配置をして機能強化を進めることを掲げ、教員、事務職員の相互理解を促進し、ガバナンスの強化に努めることを課題としていた。

これを受けて、理事長、学長のリーダーシップにより実施に努めている。

①に関しては、教員の教育力の向上及び授業の展開方法・技術の向上を目指し、FD研修会を年2回実施し、研修内容も専任教員等の意見や要望を取り入れ、実施している。一例としてあげると、ルーブリックの実施と活用に精通している講師を招聘して講演を聴き、その後グループディスカッションを行い、活用するに至っている。

②に関しては、教員と事務職員が一緒に学んで情報共有できるFD・SD研修を年に1回開催している。障害のある学生への合理的配慮に関する研修内容など、共に理解し連携を強化している。

③に関しては、専任教員の採用等に関しては、本学教員の年齢構成、専門性、教員歴、人件費等との兼ね合いも考慮した人的配置に努めている。また、事務職員の能力や経験年数等を考慮した適正配置を行い、多角的視野から法人全体の財務・業務状況を理解するように努めている。

平成25年度より第1次中期計画を理事会の承認のもとに実施し、行動目標を設定し、平成26年度に計画推進プロジェクトを設置し、具体的進行を図っている。ガバナンス機能の向上については、毎月初めに「部課長連絡会」を開催し、指示及び懸案事項・連絡事項及び事業進捗状況等の協議を行い、共通理解の下で実行するなどの機能強化を図っている。財政関係では、公認会計士による監査、試算表を作成し理事長に報告している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本法人は、平成31（令和元）年より開始した「駒澤学園第2次中期計画」に戦略プランとして10本の柱を掲げている。主となる経営改革の方針として、教職員のコスト意識を向上させ、単年度ベースでの収支バランスの均衡を期間内に達成するという基本目標の下、次のような行動目標と行動計画が示され、改善を図っていく予定である。

1. 「経営ガバナンスの強化」について
 - ①前年度実績に基づいた事業計画の策定と実行
 - ②ガバナンス・コンプライアンス体制の強化
 - ③内部監査の適正なる運用。
2. 「財務状況の改善」について
 - ①人件費の抑制
 - ②財務分析の実施による財務状況の改善
 - ③予算編成におけるヒアリング強化

